平成２６年（再イ）第１９号
岡山県倉敷市水江1439番地９
再生債務者　山口　慧子
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月29日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月29日まで
平成26年10月８日　岡山地方裁判所倉敷支部
平成２６年（再イ）第１３号
三重県桑名市赤尾台４丁目３番地９
再生債務者　中村　重雄
1　決議に付する再生計画案　平成26年８月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月30日まで
平成26年10月９日　津地方裁判所四日市支部
平成２６年（再イ）第１０号
福岡県飯塚市綱分1814番地２、前住所福岡県嘉穂郡桂川町大字九郎丸19番地１　ユム・ボヌールＢ棟101号
再生債務者　花岡　麻美
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年10月30日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年10月30日まで
平成26年10月９日
福岡地方裁判所飯塚支部個人再生係
平成２６年（再イ）第３号
鹿児島県阿久根市赤瀬川60番地
再生債務者　松永　英治
1　決議に付する再生計画案　平成26年９月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月５日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月５日まで
平成26年10月８日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係
平成２６年（再イ）第６号
香川県高松市六条町1019番地１
再生債務者　永井　忠雄
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月６日まで
平成26年10月９日
高松地方裁判所民事部破産・再生係
平成２６年（再イ）第３号
高知県南国市篠原845番地２　フレグランスドゥ・エール102
再生債務者　馬詰　智裕
1　決議に付する再生計画案　平成26年10月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月６日まで
平成26年10月９日
高知地方裁判所民事部個人再生係
平成２６年（再イ）第１８号
神戸市西区玉津町高津橋535番地の14
再生債務者　池原　正紀
1　決議に付する再生計画案　平成26年９月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成26年11月10日
3　再生計画案に対する回答期間　平成26年11月10日まで
平成26年10月８日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２６年（再イ）第２号
群馬県安中市岩井450番地１
再生債務者　竹内　隆行
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年10月８日　前橋地方裁判所高崎支部
平成２６年（再イ）第４号
宮崎県都城市上川東１丁目11号３番地　ルナパークテクノ203
再生債務者　大田　健一
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成26年10月９日
宮崎地方裁判所都城支部破産係

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２１年（再イ）第４１号
千葉県大網白里市南横川3077番地54
再生債務者　坂井　健一
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年10月２日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年10月８日
千葉地方裁判所八日市場支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第５号
静岡市清水区押切1845番地
再生債務者　青野　達也
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年10月30日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月10日から平成26年11月20日まで
静岡地方裁判所民事第２部
平成２６年（再ロ）第７号
新潟市中央区春日町３番20号
再生債務者　石田　勝英
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月６日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月20日から平成26年12月11日まで
新潟地方裁判所民事部
平成２６年（再ロ）第３号
山口県防府市大字植松289番地の４
再生債務者　白井美智子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月６日まで
4　一般異議申述期間　平成26年11月13日から平成26年11月20日まで
山口地方裁判所

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。
平成26年10月20日　　埼玉県教育委員会
1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類
(1)　南　多鶴子、埼玉県、東京都教育委員会
ア　中学校教諭一種免許状（保健、家庭）
イ　高等学校教諭一種免許状（保健、家庭）
(2)　野沢多鶴子、埼玉県、埼玉県教育委員会
養護学校教諭２種免許状
2　失効年月日　平成26年10月９日
3　失効の事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社公告

合併公告

左記会社は合併して乙は甲及び丙の権利義務全部を承継して存続し甲及び丙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十六年十二月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
甲及び乙は、平成二十六年四月二日付官報二十八頁（号外第七十五号）丙は平成二十六年四月二日付官報二十九頁（号外第七十五号）にそれぞれ掲載しております。
平成二十六年十月二十日
茨城県猿島郡五霞町元栗橋字観音下四〇三番一一
(甲)　株式会社キユーソーエルプラン東日本　　代表取締役　和田　文義
東京都府中市住吉町五丁目二三番地の一
(乙)　株式会社キユーソーエルプラン中日本　　代表取締役　木村　孝寛
兵庫県神戸市東灘区深江浜町二八番地
(丙)　株式会社キユーソーエルプラン西日本　　代表取締役　山下　和久